

新	旧	備考
<p>中小企業・農林水産業輸出代金保険手続細則</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00039 <u>沿革 平成29年6月13日 一部改正</u></p> <p>中小企業・農林水産業輸出代金保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00005。以下「約款」という。）に基づく申込みその他保険契約に関する手続的な事項については、次に定めるところによるものとする。</p>	<p>中小企業・農林水産業輸出代金保険手続細則</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00039</p> <p>中小企業・農林水産業輸出代金保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00005。以下「約款」という。）に基づく申込みその他保険契約に関する手続的な事項については、次に定めるところによるものとする。</p>	
<p>（申込み）</p> <p>第1条 中小企業・農林水産業輸出代金保険の申込みを行おうとする者は、輸出契約の締結日以降、<u>船積日から起算して5営業日を経過する日</u>までに別紙様式第1による中小企業・農林水産業輸出代金保険申込書及び質権等設定承諾申請書（以下「申込書」という。）を日本貿易保険の本店又は大阪支店（以下「本店等」という。）に提出（<u>提出部数については、別表1に掲げるとおりとする。以下同じ。</u>）するものとする。</p> <p>なお、次の各号のいずれかに該当する場合においては、保険料算定のため、輸出貨物の代金の額を次の各号に規定する内容に従って分割した金額を申込書上の契約金額として記載して、申込書を提出するものとする。</p> <p>一～三 （略） 2 （略）</p>	<p>（申込み）</p> <p>第1条 中小企業・農林水産業輸出代金保険の申込みを行おうとする者は、輸出契約の締結日以降、<u>輸出契約で定められた船積予定日の30日前の日から船積の前日</u>までに別紙様式第1による中小企業・農林水産業輸出代金保険申込書及び質権等設定承諾申請書（以下「申込書」という。）を日本貿易保険の本店又は大阪支店（以下「本店等」という。）に提出するものとする。</p> <p>なお、次の各号のいずれかに該当する場合においては、保険料算定のため、輸出貨物の代金の額を次の各号に規定する内容に従って分割した金額を申込書上の契約金額として記載して、申込書を提出するものとする。</p> <p>一～三 （略） 2 （略）</p>	
<p>第2条～第4条 （略）</p>	<p>第2条～第4条 （略）</p>	
<p>（保険契約の訂正等）</p> <p>第5条 保険契約者は、<u>申込み又は内容変更等の通知の内容</u>を訂正しようとするときは、<u>原則として内容変更等通知期限までに</u>、別紙様式第2 - 2による中小企業・農林水産業輸出代金保険訂正承認申請書を本店等に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該訂正に関する追加の書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく当該追加書類を提出するものとする。</p>	<p>（保険契約の訂正等）</p> <p>第5条 保険契約者は、<u>申込書の記載事項の誤記</u>を訂正しようとするときは、<u>内容変更等通知期限までに</u>、別紙様式第2 - 2による中小企業・農林水産業輸出代金保険訂正承認申請書を本店等に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該訂正に関する追加の書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく当該追加書類を提出するものとする。</p>	

新	旧	備考
第6条～第16条 (略)	第6条～第16条 (略)	
<p>(回収に要した費用の負担)</p> <p>第17条 約款第29条第3項の規定に基づき回収費用の負担を日本貿易保険に申請する者は、別紙様式第15による中小企業・農林水産業輸出代金保険回収費用負担<u>申請書</u>に当該費用が回収を図る上で合理的な費用であったこと及びこれを負担したことを証する書類を添付し、保険金の支払の請求がなされた日から原則として6月ごとの日本貿易保険が指定した月に本店に提出するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(回収に要した費用の負担)</p> <p>第17条 約款第29条第3項の規定に基づき回収費用の負担を日本貿易保険に<u>請求</u>する者は、別紙様式第15による中小企業・農林水産業輸出代金保険回収費用負担<u>請求書</u>に当該費用が回収を図る上で合理的な費用であったこと及びこれを負担したことを証する書類を添付し、保険金の支払の請求がなされた日から原則として6月ごとの日本貿易保険が指定した月に本店に提出するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	
第18条～第22条 (略)	第18条～第22条 (略)	
<p><u>附 則</u></p> <p><u>この改正は、平成29年6月30日から実施する。</u></p>		
別表1～別表2 (略)	別表1～別表2 (略)	